

独立行政法人国立重度知的障害者総合 施設のぞみの園の平成20年度の業務 実績の評価結果

平成21年8月21日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成20年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園（以下「のぞみの園」という。）は、平成15年10月に新たに独立行政法人として発足し、平成20年度は法人設立後6年度目にあたる。

今年度ののぞみの園の業務実績の評価は、平成20年2月末に厚生労働大臣が定めた第2期中期目標（平成20年度～24年度）の初年度（平成20年4月～21年3月）の達成度についての評価である。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」及び個別項目毎の評価の視点等に基づき、平成19年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から寄せられた意見等を踏まえ、評価を実施した。

なお、評価に当たっては、のぞみの園が他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営への取組が求められる一方で、のぞみの園の設立目的が、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号。以下「個別法」という。）により、「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」とされており、独立行政法人の使命として「業務運営の効率化」と「サービスの質の確保」という質の異なる目標を果たしていく必要がある。したがって、のぞみの園の業務運営に対する評価の留意点として、単に数値目標の達成状況に着目するのではなく、①業務運営の効率化に関しては、効率化を図るための取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がっていないか、②重度知的障害者の自立支援のための取組については、地域移行に向けての条件整備全般に渡って、施設利用者一人ひとりに対してどのような取組を行ったか、③調査・研究及び研修については、その内容が障害福祉施策の動向や社会的ニーズを踏まえ、障害福祉施策の推進に資するものであるか、かつ、その成果が知的障害関係施設等で活用されるなど実効性のあるものとなっているか等の、業務内容の質の面にも力点を置いて評価すべきものであることを特記しておきたい。

(2) 平成20年度業務実績全般の評価

のぞみの園は、法の定める設立目的に沿った業務運営の着実な実施が求められるとともに、他の独立行政法人と同様に効率的な業務運営が求められている。

こうした課題がある中で、平成20年度は第2期中期目標期間の初年度であり、地域移行などの継続課題や、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者へのモデル的支援、内部統制・ガバナンス強化への取組などの新たな課題が第2期中期目標とし

て厚生労働大臣から具体的に示されたところであり、のぞみの園は、これらの課題等に対して的確かつ効率的に対応し、目標を達成することが求められている。

このような状況の中、効率的な業務運営体制の確立に向けた取組として、平成20年度においては、担当部署の新設や外部の専門家の招へい等により組織・実施体制を整備し、一層の業務内容の充実と新しい課題等への対応を図るとともに、これが職員の増に繋がらないよう、併せて常勤職員数の削減等を行うなど、効率的な人員配置に努めた。また、経費節減にも積極的に取組み、第2期中期目標に定める「運営費交付金（退職手当相当額を除く）の23%以上節減」を達成するため、人件費総額を縮減すること等により着実にその成果を上げている。

これらを踏まえると、効率的な業務運営の確立に対し、目標達成に向けて確実に進展したものと認められるが、一方で、この効率化に向けた取組が施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう十分配慮し、慎重に取組を進めることを希望する。

重度知的障害者の自立（地域移行）に向けた取組については、施設利用者及び保護者・家族等の意向を尊重しつつ、障害特性に合わせたより具体的な地域生活への移行に向けて受入先との調整を行うなど、一人ひとり丁寧に手順を踏んで引き続き取り組んでいる。平成20年度においては、地域移行の実現に向けて、①保護者・家族等に対する説明時の個別対応を強化、②施設利用者に対しては、地域生活体験事業の充実を図るなど、一層きめ細かく取組を進めるとともに、地域移行の受皿として共同生活介護（ケアホーム）を2か所開設するなど、これまで行ってきた地域移行の取組の効果を分析し、より効果的な方法を企画して実施していることを高く評価する。

これらの取組の結果、平成20年度においては、24名の施設利用者の地域移行を達成するとともに、新しく地域移行に同意した者も29名となり、どちらも過去最大の実績となるなど、第2期中期目標の達成に向けて、様々なプロセスの実践をしっかりと実績に結びつけた点についても、高く評価する。

また、厚生労働大臣から示された新しい課題として、平成20年度から「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」を実施しており、平成20年10月以降に合計で2名の対象者を受け入れている。事業実施に当たって、この事業を担当するプロジェクトチームを編成し、スタッフの養成に取り組むとともに、個々の生活等の状況に応じた効果的な支援の検討を法務関係機関等と合同で行うなど、短期間のうちにその受入準備を進めただけでなく、その過程や支援体制について取りまとめ、セミナーの開催等を通じてその内容を全国に発信するなど、初年度として準備期間が短い中ではあったが一定の成果を上げたことを高く評価する。国における取組は始まったばかりであり、今後も、この事業の全国的な拡大に向けて、国のモデル施設として必要な役割を十分に果たすことを期待したい。

また、調査・研究及び研修については、のぞみの園の設立目的に沿って重度の知的

障害者の地域移行に関すること等をテーマとした多くの調査・研究及び研修を実施したほか、第2期中期目標の新たな課題である行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援に関することや、発達障害などの社会的に関心の高いテーマを選択し調査・研究及び研修に取り組んでいる。平成20年度においては、特に国の重点施策となっている障害者自立支援法に基づく支援サービスのひとつである行動援護事業の普及促進や、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関する調査・研究及び研修について、内容・方法を工夫して取組み、その成果が国の障害福祉施策の推進に対し、一定の貢献を果たしたことを評価する。

これらを踏まえると、平成20年度の業務実績については、全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の初年度として成果を上げたものと評価する。

なお、第2期中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については、2のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 業務運営の効率化に関する措置について

業務運営体制の整備については、第1期中期目標期間からの継続課題への対応強化や、第2期中期目標における新たな課題に的確に対応するため、①自立支援、地域支援及び調査・研究に関する業務指導を行う「参事」職の新設、②第2期中期目標に定める新しい業務として、「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援」等を行うプロジェクトチームの設置、③法人業務における内部統制の向上、ガバナンス強化のための取組を担当する職制の新設など、第2期中期目標期間の初年度として、その目標達成に向けた組織的な体制を整備した。なお、これらのポストへの人員配置については、非常勤としての採用又は兼務発令とすることとし、職員の増加とならないよう配慮している。

また、人件費改革への取組については、第2期中期目標において設定された常勤職員数の削減目標の達成等に向けて取り組む一方で、人員配置の工夫や職員の資質を高めるための研修等を行うことにより、施設利用者に対するサービスの質の確保に努めている。

具体的な取組として、常勤職員数については、平成20年度期首に対して期末で19名を削減し、総額で1億円を超える人件費（退職手当を除く）の縮減を行った。この結果、人事に関する計画を大きく上回る実績を上げるとともに、数値目標として掲げる「平成20年度期首に対し、平成24年度末で20%以上を削減（52名以

上の削減)」の約4割を初年度で行ったこととなり、第2期中期目標の達成に向けて大きく進展したことが認められる。さらに、給与水準の適正化に対しても、職員の給与等について、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを行うことにより対応することとし、職員に対して、繰り返し説明会を開催し理解と協力を得た結果、当初の2か年計画から1年早く平成21年4月からの実施とするなど、人件費改革に意欲的に取組み、計画以上の成果を上げたことを評価する。

なお、今後も独立行政法人として業務運営の効率化に取り組むとともに、その取組が施設利用者へのサービスの質の低下に繋がらないよう人事上の工夫をしながら慎重に進めていくことを希望する。

内部統制・ガバナンス強化への取組については、整理合理化計画に基づく横断的な措置として、全ての独立行政法人に対しその取組が求められたものであるが、初年度となる平成20年度においては、法人業務に内部統制の仕組みを導入するための土台づくりに取組み、①平成20年4月に担当ポストを新設、②内部統制に関して役職員の共通認識を持たせるための研修等を実施したほか、のぞみの園に相応しい内部統制のあり方を法人内部で検討し、検討結果を取りまとめ公表している。具体的な内部統制の仕組みを整備するに当たっては、第三者の専門家による業務支援を受けながら取り組んだが、内部統制を「法人運営の適法性・有効性及び効率性を担保するための経営を監視する仕組み」と定義し、その方法として、①リスクの認識・評価、②リスクへの計画的な対応を段階的に取り組むリスク管理体制を構築することとし、当初計画にはない「事業運営を阻害する要因（リスク）の洗い出し」を行い、その一覧を短期間のうちに作成するなど、取組の端緒として積極的に対応したものと認められる。

なお、今後、取組を進めるに当たっては、他の独立行政法人とは異なり、個別法に定める福祉事業を主たる事業とするのぞみの園の特殊性を踏まえた独自の視点を加えることも必要であり、継続して行う内部統制の仕組みの検討の中で、こうした視点を取り入れ、のぞみの園に相応しい内部統制の仕組みを再構築していくことを期待したい。

また、事故防止対策については、平成19年度の業務実績評価の際に、当委員会として、役職員に対し「施設利用者の安全の確保と生命の尊重」の徹底を強く求めたところであるが、のぞみの園としてこれを真摯に受け止め、職員に対する意識改革とマニュアルの遵守を徹底するための研修を複数回に亘り行うなど、事故防止対策に粘り強く取り組んでいる。平成20年度においては、事故件数について、昨年度と比較して2割程度減少するとともに、職員間に事故防止への意識が浸透した結果、事故に繋がる恐れがあった事例（ヒヤリハット）の報告件数が大きく増加している事実をよしと思わず、さらにこの取組を継続し、今後も施設利用者の健康の維持と安全の確保が最も優先されることを全ての役職員が意識し、避けられる事故を1件でも減らしていく努力を続けていくことを期待する。

経費の節減については、平成20年度においては、前述した人件費総額の縮減に取

り組んだほか、競争入札の導入等により業務物件費の削減を図った。併せて、自己収入の増加に向けて、新たに就労移行支援事業を実施する等、障害福祉サービスの充実を図ることにより通所利用者の増を図るとともに、国の補助事業、地方自治体からの受託事業の拡大等にも努めており、第2期中期目標において設定された運営費交付金の節減目標（23%以上の節減）の達成を目指し、着実に取り組んでいるものと認められる。

効率的な施設・設備の利用については、施設利用者に対する効果的なサービス提供の観点から、施設利用者の高齢化等の状況に応じた日中活動の充実を図るため、空き寮を活用した活動支援棟の分場（サテライト）の設置や、地域生活体験ホームの集約化等の見直しを図るとともに、地域福祉の観点から、障害者への理解を深めるための取組として、地域との交流を図るためのふれあいフェスティバルを開催する等、積極的に施設・設備の有効活用に努めている。今後も、施設利用者への効果的なサービス提供の観点や、地域の社会資源、公共財としての役割を十分認識し、施設・設備の一層の活用方策について検討されたい。

業務運営における合理化の推進については、「随意契約見直し計画」に基づき見直しを進め、平成20年度において随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、競争性の高い契約方式に移行するなど、合理化を計画的に進めているものと認められる。

（2）国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する措置について

①-1 自立支援のための取組（地域移行）

平成20年度においては、昨年度の実績19名を更新し、過去最大となる24名の施設利用者が出身地等のケアホーム等での生活に移行すべく、のぞみの園を退所している。併せて、地域移行の新規同意者についても29名となり、過去最大値を達成している。このような成果を上げるため、施設利用者及び保護者・家族等への懇切なる説明、施設利用者への地域生活体験事業の実施、出身地等の関係自治体、受入先施設・事業所等への協力要請等を時間をかけて粘り強く行ったものと認められ、こうした努力の結果、確実に数字として積み上げてきたことを高く評価する。

また、平成20年度においては、保護者・家族等の高齢化や意識の変化等を考慮し、個々のニーズに応じた一層のきめ細かな対応を図るため、保護者・家族等への地域移行の説明として、全体説明から個別面談重視に切替えるとともに、地域移行の具体的なイメージを抱くことができるよう、地域移行した者の生活の様子を画像で紹介するDVDを新たに製作している。併せて、施設利用者に対しては、個々の状況に応じて効果的な宿泊体験、地域生活体験等を段階的に提供するなど、施設利用者及び保護者・家族等に対し、より短期間で成果を上げることができる取組を工

夫しながら実践している点についても高く評価する。

さらに、地域移行先を確保するため、群馬県出身者等の地域移行の受皿として、共同生活介護（ケアホーム）を2か所開設し運営するとともに、地域生活の定着を支援することを目的として、①これらのケアホームに地域移行した者に対して、日中活動を含めた総合的な支援を提供する地域生活支援センター事業を平成20年4月から実施、②それ以外の群馬県外等に地域移行した者に対しては、訪問、電話等により生活等の状況を確認するなど、フォローアップを定期的に行っており、地域生活の具体化のための取組を効果的に実施していることを評価する。

なお、今後の地域移行については、施設利用者の重度・高齢化等により年々条件が厳しくなるものと考えられるが、平成20年度における取組をさらに推進し、施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に努めるとともに、地域移行に同意又は理解が得られない保護者・家族等に対する取組を一層強化することにより、地域移行の同意等の拡大にも重点を置いて取り組まれない。

①-2 自立支援のための取組（行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対するモデル的支援）

自立支援のための取組として、新たに「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業」を平成20年度から実施している。対象者の受入準備を進めるため、平成20年4月にこの事業を円滑に進めるためのプロジェクトチームを新設し、①矯正施設、保護観察所等の法務関係機関との緊密な連携を図り、対象者の選定と一定のルール下における個人情報収集、②法務関係機関、出身地等の関係自治体と合同で協議を重ね、対象者の個々の支援計画を策定するとともに、これに並行して、（ア）法務関係機関の視察や研修等を行うことによる支援スタッフの養成、（イ）早期に地域生活移行を目指すための具体的な支援方法の検討と福祉サービスの受給手続の支援等を行うなど、事業実施に向けて計画的かつ効率的にその準備に取り組んだものと認められる。平成20年度は、この事業の対象者として合計で2名を受け入れ、早期の地域生活移行を目指して、生活支援、就労支援等の効果的な支援を提供したが、この事業を実施するまでの準備内容や具体的な支援の状況を報告書として取りまとめるとともに、全国の福祉・法務関係者を対象にセミナーを開催し、この事業の必要性に関する周知と地域定着支援の実践の参考となるよう、その課題等について積極的に情報発信に努めており、準備期間を除くと約半年間という短い時間の中で、初年度として一定の成果を上げたことを高く評価する。

国においては、こうしたのぞみの園の取組等を参考にして、平成21年度から専門機関が矯正・更生保護関係施策と福祉施策の間に入りコーディネートする事業

(地域生活定着支援事業)を新たに実施し、国の施策として本格的に取り組むこととして予算化されているが、のぞみの園として、今後も事業を継続し実践する中で、地域生活へ移行するための効果的な支援方法等を検証するなど、事業対象者に対するモデル的な支援の確立に向けて引き続き取組を進めることを希望する。

② 調査・研究

調査・研究については、平成20年4月から外部の人材の活用等により研究体制を整備し、第2期中期目標に基づき、厚生労働省から補助を受けて、障害者自立支援法に基づく支援サービスのひとつである行動援護の普及に資するための調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する調査・研究を行うなど、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。さらに、法人の独自研究として、重度・重複の知的障害者の地域移行に関する調査・研究等を引き続き実施したほか、社会福祉士及び介護福祉士法の改正に伴う新カリキュラムに対応する相談援助実習プログラムの開発に関する調査・研究を大学との共同により新たに行うなど、積極的に取り組んでいる。

このうち、①行動援護の普及に関しては、全国的な普及拡大が遅れている状況を踏まえ、平成20年度において、行動援護サービスの拡大を阻害する要因を分析しサービスの標準化を図ることを目的に調査・研究を実施、②福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関しては、国における本格施行を平成21年度に控え、国の示した基本的な枠組みに対して実践を通じて課題等を明らかにすること等を目的に調査・研究を実施するなど、その成果が一層効果的なものとなるよう内容、方法等を工夫して取り組んでいることが認められ、調査・研究に対して、着実に改善が図られている。

今後も、研究体制を整備し、国のモデル施設として、調査・研究のテーマ、内容等が障害福祉施策の推進に資するものであり、かつ、その成果が他の知的障害関係施設等で活用されるものとなるよう一層の充実に努められたい。

また、調査・研究の成果の積極的な普及・活用については、ニュースレター、研究紀要の発行等の広報媒体物による公表や、講演会や学会等の機会を活用した発表などにより積極的に行っていることを評価する。

③ 養成・研修

養成・研修事業に関しては、障害者福祉や保健医療に従事する者の資質向上を図るため、福祉セミナー等を積極的に実施している。平成20年度においては、行動援護事業の従業者の養成及び福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援などの国の政策課題をテーマに、国から補助を受けて全国規模のセミ

ナーを実施したほか、法人の独自事業として、発達障害などの社会的に関心の高いテーマや、腰痛症、メンタルヘルスケアなどの福祉関係従事者にとって身近なテーマを選び、多くの参加者を得て福祉セミナー等の研修を実施している。併せて、保育士、社会福祉士等の各種養成機関等の実習場所として、多くの実習生を受け入れるとともに、大学との共同研究による実習プログラムの開発に取り組むなど、実習の充実にも取り組んでいる。

このうち、行動援護の普及に関するセミナーについては、全国的な普及拡大が遅れている状況を踏まえ、参加が容易となるよう、これまでの中央開催から全国5ブロックでの地方開催に見直すとともに、研修プログラムの初日には、行動援護の基礎を学ぶプログラムとして広く一般参加が可能となるようにするなど、その実施方法、内容を工夫して実施しており、養成・研修に対して積極的に取り組み、内容の充実を図ったことを評価する。

今後も、国のモデル施設として、国の政策課題に関連する取組を継続するとともに、知的障害関係施設等の支援に従事する者等に対する養成・研修事業の一層の充実を努めていくことを期待する。

④ 援助・助言

援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレターに掲載するとともに、新たにリーフレットを作成し、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布するなど、広報に努めたものと認められるが、平成20年度における実績は、例年どおりの件数に留まった。

全国の知的障害関係施設等にとって、平成23年度末に迫る障害者自立支援法に定める事業体系への移行期限や、国の障害福祉施策の動向への対応、発達障害や行動障害等への支援など様々な課題等を抱えており、今後、援助・助言の必要性はさらに高まるものと予想される。こうした潜在的なニーズを掘り起こすためにも、さらに広報の充実を努めるとともに、必要とされる援助・助言の内容を具体的に提示すること等により、一層の利用拡大を図りたい。

⑤ その他の業務（附帯業務）

その他の業務（附帯業務）のうち、診療所については、適切な診療スタッフと設備等を確保し、施設利用者の高齢化等を踏まえた医療を提供している。また、心理外来の利用拡大を図るなど、地域医療に対する貢献についても積極的に対応している。

今後、施設利用者が高齢化・重度化する中で、知的障害者に対し医療を提供する環境が未だ十分ではない状況においては、診療所が果たすべき役割は依然として大きく、地域医療への貢献の観点からも、専門職の配置など一層の機能の充実を図っ

ていくことが重要である。一方で、診療収入については、努力は認められるもののその実績は伸びておらず、当委員会でこれまで度々指摘した「効率的な業務運営」に向けた取組が十分に行われているものとは言えない状況にある。診療所は、福祉施設の診療所として施設利用者に対する保健指導を行うなど、一般病院とは異なる業務を行うための職員の確保も行っており、単体として経営状況を黒字化することは非常に困難であるものと認識しているが、今後、診療業務経費とそれ以外の業務経費を明らかにするなど業務運営の状況を分析し、その要因を把握するとともに、保健指導等の独自の取組を含めた施設利用者への対応や、地域医療への貢献の観点から、診療所のあり方についてさらに議論を深めていくことを望むものである。

また、地域の障害者支援の充実については、地域の障害者を対象とした短期入所や日中一時支援事業等の障害福祉サービスを実施したほか、平成20年度から地域の障害者の生活を総合的に支援する地域生活支援センター事業を開始するなど、地域の障害者に対する多様なサービスの提供に努めている。

このうち、この事業のサービスのひとつとして、平成20年6月からケアホームを含む在宅の知的障害者を対象に、生活力の向上と自立心を高めるための事業（土日を含めて余暇活動を支援する事業、在宅の知的障害者の宿泊体験等を実施する事業）に取り組んでおり、のぞみの園が運営するケアホームに入居した者に対しては、このような仕組の中で日中活動を含めて生活支援を提供し、地域生活の定着を図るなど、工夫して効果的な取組を進めたものと認められる。

⑥ サービス提供等に関する第三者から意見等を聴取する機会の確保

地域の福祉、医療、司法、労働等の関係者や、行政担当者、地域代表、保護者等から構成する「国立のぞみの園運営懇談会」を設置し、平成20年度においては、半年毎に2回開催した。この懇談会の議題のひとつとして、のぞみの園の新しい課題である福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援に関することを取り上げ、事業の推進に向けて地域の関係者の意見の聴取と理解を得るなどの取組を行っており、概ねその設置目的に沿って運営されたものと認められる。

(3) 財務内容の改善等について

平成20年度における総事業費に対する運営費交付金以外の収入（自己収入）の比率は、41.7%となっており、第2期中期目標に定める「40%以上」を超え、概ね計画どおり進展している。

また、職員の採用等の人事に関する計画については、平成20年度期首に対する人員の削減目標（△5名）に対し実績で19名を削減するなど目標を大きく超えて達成するとともに、人件費総額についても、削減目標の額よりもさらに約2.5億円を縮減しており、意欲的に取り組んでいることを評価する。引き続き、施設利用者のサー

ビスの質の確保、職員の士気の維持等にも配慮しながら、目標達成に向けてその取組を進めることを希望する。

施設・設備に関する計画については、計画どおり実施しているものと認められる。

(4) 「独立行政法人整理合理化計画」、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）等への対応について

① 財務状況について

平成20年度においては、予算、収支計画及び資金計画等に基づき実施しているものと認められる。このうち、総事業費に占める自己収入の比率が目標を上回り、41.7%となったことを評価する。

② 人件費管理について

平成20年度は、人件費の削減に積極的に取り組んだものと認められる。今後は、職員の士気や施設利用者に対するサービスの質の低下に繋がらないよう留意することを期待する。

③ 契約について

「随意契約見直し計画」等に基づき、契約の適正化に向けて適切に取り組んでいるものと認められる。なお、法人からの報告にもあるとおり、契約の規程類のうち未整備のものについては、平成21年度中に措置することが必要である。

④ 内部統制について

内部統制の新たな取組は評価できるが、その組織体制や推進する仕組、内容について、のぞみの園に相応しいものとなっているか再検討が必要である。

⑤ 関連法人について

関連法人への業務委託については、適正に行われていると認められる。

⑥ 業務改善のための役職員のイニシアティブ等について

業務改善の仕組については、計画どおり運用されていると認められる。

⑦ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事が行った財務諸表の検討点及び業務運営上の検討点について説明を受け、これら検討点も踏まえて（個別評価事項）について評価を行った。

⑧ 国民からの意見募集について

当委員会では、評価の実施に当たり、平成21年7月8日から8月7日までの間、法人の業務報告書等に対する国民からの意見の募集を行ったが、寄せられた意見はなかった。